

III-4 教育以外のリエージュ県職員の財政法

1994年7月1日施行

一般的規定

第1条

§1. リエージュ県の教育以外の職員の俸給は含まれる等級によって決められる。

- 最低限の俸給；
- 組み込まれる昇給と結び付いた俸給の「等級」；
- 最大限の俸給。

21歳に達した官吏のために少なくとも各部門の職員に一致した劣ることのない俸給が保証される。

§2. 経歴の昇進を認める年功序列が第18条以下に定められている。

年功序列及び昇進の条件を満たすとする見解は唯業務の効果的な遂行と県の施設及び業務における官吏の一定の資質とに限られる。

第1章 組織体制

総則

第1節 給与体系の決定

第2条 各官位は現行法の補遺1に再掲される表に従って以下の項目の一つを条件の一つ乃至複数の俸給が付与される。

1. 行政職及び相当職；
2. 雇傭人及び相当職；
3. ……（無目的）……
4. 技官及び相当職；
5. 介護業務職員及び相当職；
6. 文化業務技術職員及び相当職。

その有効な活躍に応じた官位に連動した俸給体系の恩恵を一定期間享受する。

第3条 俸給体系はA、B、C、D、Eの文字で表される5レベルに分類される。

レベルB、C、D、Eの俸給は正規職員Aのグループに従属し、レベルAの俸給は正規職員Bのグループに従属する。

それらは1977年3月1日の国法に従って指標軸138.01に連動して消費者物価指数の変動に連動する。

第2節 俸給の決定

第4条 正規の規定に反することなく官吏の俸給は受け入れる業務を考慮してその官位の俸給内で決められる。

第5条 官位の財政法規の全ての修正の際に官位と連動する俸給があたかも最新の財政法規が全ての時に存在しているように再決定される。

例えば俸給が県当局の修正の決定の発効によりその官吏の享受してきたものより低い場合には、同等より低い俸給を受けるという点でその官吏はもっと有利な俸給を維持できる。

第6条 定期昇給は経歴の開始の記念月に一致する。

その月の初日以外の日に当たる経歴の開始の記念月は官吏が月の平日の初日に勤めた以外は翌月の初めに繰り延べられる。

第7条 反対の規定がなければ官吏が機敏に実行する部分の以下の現行の業務は組み込まれる昇給付与のためにのみ認められる。

- 欧州共同体及び欧州連合、欧州共同体の構成国及び欧州経済圏、連邦国家、共同体、地域圏、アフリカ、県、都市圏、自治体事務組合、自治体協議会、自治体公共扶助自治体共同業務及び施設、社会福祉委員会、公共社会扶助センター、公共貸付金庫若しくはその他の公務金庫、職業軍人のような、又は行動に報酬の支払われる正規の公務のような、又は常勤職若しくはパートタイムの業務；
- 補助金・俸給により報酬の支払われる常勤職若しくはパートタイムの公務の正規の私立か若しくは聖職者のような国庫補助対象の私学施設；
- 学校教育及び職業の指導機関、補助金・俸給により報酬の支払われる時給職若しくはパートタイムの公務の正規の私立か若しくは聖職者のような自由で補助対象の精神医療社会センター。

「特別の一時的な枠組み」、「労働の第3周期」「非常勤の国庫補助職員」、又は「若者の研修のための立法によって多忙な研修生」の構成員の資格で遂行される例えば公共部門内の公権力によって失業者を就労させる業務も理解され考慮される。（2007年6月5日の県議会議決 — 2007年9月1日施行）

第8条 第7条の適用については以下のように解される：

- 現行の業務：法規、活動への俸給、又はさもなければ昇給の資格の維持によってそれ相応の行政上の地位によって入手される限りの官吏によって達成される全ての業務；

- 時給職：それによって時給労働者が正規の専門的活動を完全に吸収する第3のものとなる労働報酬；
- 欧州共同体及び欧州連合、欧州共同体の構成国及び欧州経済圏、連邦国家、共同体、地域圏：
 - 立法権、執行権、若しくは司法権に関連し、且つ非法定の個人による裁判上の全ての業務；
- アフリカの業務：ベルギー・コンゴ政府若しくはルワンダ・ウルンジ政府に関連し且つ非法定の個人による裁判上の全ての業務；
- 県、大都市圏、基礎自治体連合、基礎自治体協議会、基礎自治体公共扶助自治体共同業務及び施設、社会福祉委員会、公共社会扶助センター、公共貸付金庫；上述の行政及び公法人並びにそれらの予算の支出に直接専ら依存する全ての業務；
- その他の公務：
 1. 執行権に関連した法定の個人的裁判上全ての業務；
 2. ベルギー・コンゴ政府若しくはルワンダ・ウルンジ政府に関連し且つ法定の個人的裁判上の業務；
 3. 県若しくは自治体に付属する施設に関連する全ての業務と同様に県、基礎自治体、基礎自治体協議会、公共社会扶助センター、都市圏若しくは基礎自治体事務組合関連の全ての業務；
 4. 全体若しくは地方の利益の必要な集積に依る公権力の主導性を確認する創造及び指導によるベルギー法のその他の全ての制度、同一の条件に見合う植民地法のその他の全ての制度；
- 職業軍人；
- 職業軍人、予備役将校、後備役将校；
- 訓練招集を除く志願役達成に専念する将校；
- 専任下士官、臨時下士官、予備役下士官；
- 兵役志願若しくは再志願の待遇で勤務する士官集団より下位の兵卒；
- 現役の幹部の非聖職者の助言者のような司祭や臨時の幹部を構成する司祭職若しくは非聖職者の助言者の平時に予備役の業務を維持する非聖職者の助言者のような司祭。

第9条 就職資格のある業務は歴月によって支払われるが、切り捨てられる月は支払われない。

第10条

- §1. 1° 第7条に従って時給職の公職によって遂行される就職資格のある業務は100%の割合で考慮してよい。
- 2° 第7条に従ってパートタイムの公職によって遂行される就職資格のある業務は1°に適用される同じ条件で考慮してよいが、それに相当する年数の割合は時給職の公職によって遂行される時期を含み、分子の部分によって倍加されたものの週間労働の実数であり、分母は時給職に対応する週間労働の数量である。
- 3° 1°に反して県に従事するパートタイムの公職によって遂行される就職資格のある業務は100%の割合で考慮してよい。
- §2. 官吏に支払う就職資格のある業務の期間はその業務に責任を持つ期間の実際の期間を超えてはならない。その同じ時期は性格の異なる就職資格のある業務に責任を持ってはならない。
- 遂行される業務が二つ乃至それ以上の公務によって同時に行われる期間は同じ期間中に時給職の単独公務によって遂行される業務の期間を超えてはならない。
- 官吏が教育中の臨時もしくは暫定的な資格で使用されている就職資格のある業務の期間はフランス語共同体の規則に従って決められる。

第11条 官吏により遂行される就職資格のある業務の量は月ごとに肩書きを持つか遡及効によって以前に昇給のための地位と解されていたその階級への任命を形成する階級に従って決定される。

本条の適用については一時的により上級の公務を行使する長になる官吏の階級は考慮されない。但しこの原則の例外としてより上級の公務を行使し続けるためにその期間中に一時的に引き受ける労働の期間中にその階級への任命の対象とされるが、その階級に達するのに必要な条件を全て満たすのに関係のある期限をそれ以上に遡することはできない。

第12条 就職資格のある業務の決定のために月の初め以外に生じた階級の変更は全て翌月の初めに繰り越される。

第13条 俸給の決定のためには年功の積重ねだけが有効、つまりより上級の階級には年数が年功を形成する。

第14条 官吏は誰も以前の階級の時に受けていた待遇よりもよりも劣る俸給の場合には新しい階級によっては決して昇進が得られたことにはならない。

第3節 給与の支給

第15条

- §1. 俸給は現金支給である：
1. 最終的に官吏に月1回前もって支払われる；
 2. 臨時雇の官吏にも規則通りに月1回月の前半に支払われる；
 3. 月1回か3か月に1回か月に複数回期末に機関の指示によって作成される表の提示によって断続的若しくは臨時に公務に就く官吏に法規及び報酬の保護に関して留保付きで支払われる；
- §2. 毎月の俸給は年俸の12分の1に相当する。
- 官吏が死去か若しくは退職が認められたときは月の進行中の俸給は返還請求の理由とはならない。

- §3. 月給がまるまる払われないときはその一部30分の1に相当する日給が支払われるべきである；
1. もしも官吏の勤務が月の途中までならば、その30分の1の数は月末までの途中の残りの暦日に等しい。
 2. もしも官吏が月の途中で退職するならば、その30分の1の数は月の初日から退職の日までの暦日に等しい。
- §4. 臨時職員に関しては
1. 日給はそれが閏年か否かに従って年俸の366分の1か365分の1に決められている；
 2. 臨時雇の始めから終わりまでを計算した全ての日数が支払われるべきである。

第4節 特別賞与、手当、補償金

第16条

- §1. 国に雇用された戦傷者を優遇する1919年8月3日及び1947年に調整された国法の第13条に予定された年功特別賞与は大臣の命令に規定された限られた県に雇用された予備役の戦傷者も国会により同一の条件で一致して同一の方法に従ってこの対象となるであろう。
- §2. 毎月の特別賞与は在職中の官吏に1940年～1945年の戦争のために著しく遅れた時期に各省の職員に対するのと同じ条件で一致して同一の方法に従って適用される。
- §3. 上述の§1.及び§2.で予定される特別賞与は一定の期間若しくは一定の任務の契約のものを除いて不定期の契約の臨時職員には就職の1年後に適用できる。

第17条 官吏は各省の職員と同じ条件で以下の手当を享受する現行法規に関係する（1961年2月14日の法律の第72条）：

- 住宅手当及び居住手当；
- 家族手当；
- 休暇貯金；
- 休暇家族手当。

官吏は1961年2月14日の国法の第72条によって制定された勅令によって認められるにせよ監督官庁によって決められる限りで認められるにせよそれぞれ固有の方法及び条件に従って以下の様々な補償金及び手当の授与も享受する：

- 上級の業務遂行の手当；
- 葬儀費用補償金；
- 特別業務手当；
- 危険・不衛生・不快労働手当
- 免状取得試験手当。

それに加えて県当局の特別投票規則で決められた方法及び条件に従って以下の補償金及び手当を享受する：

- 夜勤日曜出勤手当；
- 出張費用補償金；
- 滞在費用補償金。

第17条の2 2007年7月5日の県議会議決により廃止 — 2007年9月1日発効

第2章 特別規定

第18条

- §1. 職歴の進展は官吏に一定の特別な条件に見合うならその享受する上級の給与を付与する。すなわち：
- 少なくともプラスの評価が並べられる；
 - その等級にある間に一定の勤続年数に達する；
 - 経験、もしもの時は必要な知識を持つ。
- §2. 第7条に応じて職歴の進展で認められる勤続年数は在職の間に遂行される公共部門か若しくは国庫補助対象（病院、教育施設、療養所、収容・介護施設）類似の業務の機関に限られる。
- 1994年6月30日に在職していた官吏のために現行法規の設定の時に職歴の進展を考慮した金銭上の年功が既得のものとなった。
- §3. 給与体系のような職歴の進展の恩恵を受ける階級、そのために必要な実習、勤続年数、教養は現行法規の補遺1に再掲された表に規定されている。
- §4. 必要な教養の決定については卒業証書が全て一定の階級への採用に認められ、下位の給与の職歴の進展のために活用できる。活用できるためには卒業証書は労働及び業務の質の改善の成果を発揮しなければならない。但しこの活用は唯昇進を手に入れられる等級からの職歴の進展を考慮することはできない。

第19条 1992年1月1日以前に在職していた官吏は非常勤ではない県職員の一員に就労するとき国庫補助金・給与を見込んだフランス共同体の職務に関する財政法の規定に従って、後日修正されたままの1959年5月29日の国法に従って助成金を受ける。

第20条

- §1. 1959年5月29日の国法第36条の適用を受ける官吏は教育についてのその国法の若干の規定の修正により県の財政負担で給与を受け取るのをやめた。

- § 2. 但し § 1. の特典を受ける官吏は必要な場合定期的に支払いを受けるその財政負担での給与は国会が決定する。
- § 3. 1992年1月1日以前に県に在職していた官吏についてはこの年俸総額は現行法規の規定の適用を受ける給与と政府が補助しなければならない国庫補助金・給与との差額に等しい。
- § 4. 県の財政負担で給与の総額を受けている1991年12月31日に県に在職していた官吏は2004年1月1日からは § 3. に予定された規定の次に規定されている。
- 但し肩書の名称が決定しているときには1991年12月31日以前に県に在職していた官吏は県の財政負担で退職年金の補完、上記の予定された規定の職務に調和した県の給与の総額など社会的な様々な規定が記載されている1981年7月20日の国法の第85条によって現行法規の規定の適用を受ける給与表と政府が補助しなければならない国庫補助金・給与との差額の92.22%を還元することを主張できない。
- § 5. 国会は最初から本条文の適用の障害の解決に責任を負っている。

(2004年1月29日の県議会議決)

第21条

- § 1. 一定の県施設及び業務での生徒補助に選ばれた学生に県の施設若しくは業務のために支払われるか又はその従事している業務の報酬の形で以下のように決められた年間契約の手当が支給される：
- a) 大学以外の生徒補助実習生は924.67ユーロ；
 - b) 大学の学生補助は3,813.80ユーロ；
 - c) 県細菌学部に在職の大学の学生補助インターンは4,845.75ユーロ。
- 月収は年収の12分の1相当である。
- 上記b)とc)で決められた額は消費者物価指数の変動に連結し、指標主軸138.01に連結する。
- § 2. 月収は1か月を超えない期間を志望した学生には7月、8月、9月の間は743.69ユーロと決められている。
- この額は消費者物価指数の変動に連結し、指標主軸138.01に連結する。
- § 3. ウェギマン県有地で季節性の職に就く官吏は少なくとも等級E1の賃金が支払われる。
- § 4. リエージュ県の高校でパートタイムで働く学生に支払われる月収は実行された働きに応じて支払われるのは743.69ユーロと決められている。
- この額は消費者物価指数の変動に連結する；それは指標主軸138.01に連結する。

第21条の2 本条の規定はリエールノの県立精神医療研究所の精神医療医師研修生の職務の雇用契約の条件を決定する。

- § 1. リエージュ大学公認の研修生の指導教員でリエールノの県立精神医療研究所の所長医師は研修生の指導教員年次会議に参加できるし、又各種精神医療機関への大学院修了精神医療医師研修生の配分若しくは受入を考慮する。
- § 2. 医療顧問の見解と併せて医療研修生の受入の提案に関する状況報告がリエールノの県立精神医療研究所の指導部から国会に提出されなければならない。
- § 3. 医師研修生：
- 半年か若しくは1年の雇用の労働協約によって任命される；
 - 一般医に支給される少なくともA4特の賃金等級を基にした報酬；
 - 県の公共機関の組織全体の規則により決められる規定の通りの労働協約についての国法に属する。
- § 4. 医師研修生の任務は次の二つの目的によって果たされる：
- 精神医療勤務の学習；
 - 卒業証書に対応する医療業務の実行。

それは研修生の指導教員である所長医師が責任を負う職務であり、精神医療の監督をする資格が与えられる。

第22条 俸給を基礎に計算した11%の年俸の加算が各種の特殊な業務を遂行する看護師長以下若しくは同等の階級の資格を持つ看護師、介護人及び社会教育の職員群に適用される。

各種の特殊な業務については次のように解される：

- a) 夜間業務；
- b) 日曜日及び祝日の労働；
- c) 各種の労務業務か若しくは妨害業務。

11%の加算はこの三つの条件のうち二つを続ける仕事に従事する官吏に適用される。

上記の加算は毎月俸給と同時に支払われる。この資格は社会保険料及び年金の控除、又住宅手当及び居住手当の授与の計算によって数字の変動及び干渉を受ける。それらは活動への俸給が支払われるときに支払われる。

したがって不可抗力で当事者の官吏が必要な二つの条件を満たさない場合には、俸給の加算はこれが県当局によって設けられたこのような業務の役割の通常の適用の結果ならば認められる。

第22条の2

- § 1. 教育以外の県人事行政法の第29条の2に定義されたのと類似の職員と同様に世話をし指揮を取る看護師職員群に適用される本

条の規定は、職員として知られる者の経歴の最終の設定の規則の監督条項を繰り返す規定に従って割増賃金の支給の選択を行う。

- §2. 2001年8月1日から常勤職の賃金に基づいて算出した5.26%の割増賃金の権利が45歳に達した§1の職員群に適用される。
2002年12月1日から常勤職の賃金に基づいて算出した10.52%の割増賃金の権利が50歳に達した§1の職員群に適用される。
2003年12月1日から常勤職の賃金に基づいて算出した15.78%の割増賃金の権利が55歳に達した§1の職員群に適用される。
- §3. 非常勤労働の職員群は同じ日から遂行した業績に応じて算出した等価の割増を受ける権利を持つ。
- §4. この割増は俸給と同時に毎月支払われる。この資格はそれぞれ社会保険料及び年金の控除、また住宅手当と居住手当、休暇報奨金及び年末手当の授与の計算によって数字の変動及び干渉を受ける。
それぞれの俸給が支払われないときはそれぞれ法規として知られる第15条第3項のこの題目に従って30分の1ずつ支払われる。
そこで権利が発生する職務の遂行中断の場合、活動の報酬を受ける官吏は中断が避けられない場合には、労働若しくは就労の途中での災害、職業病若しくは職業病の危険の除去又は出産休暇の結果でない場合を除いてそれぞれ引き続き30日を越えてはならない。

第23条 廃止。

第24条 木材の機械化に責任のある特殊な「作業所」の労働者若しくは職長の県職員群は各種の報酬として年額228.84ユーロの危険手当を受ける。

第24条の2 リエールノのリエージュ県立専門病院の受入センターのいずれかの地位に就いている医師は官舎に配置されていない場合、額が病院法の適用を確立する一般の規則によって準備された諸条件での履行を保護する代償として以下のように決められている報酬を受ける：

- a) 週末に働く看護人には347.06ユーロ；
- b) 祝日に働く看護人には173.53ユーロ；
- c) 平日に働く看護人には123.95ユーロ。

この額は消費者物価指数の変動に連結する；それは指標主軸138.01に連結する。

第3章 暫定的な制度

第25条

- §1. 反対の規定がない限り本章の諸規定は遅くとも本法の承認の日に職にある官吏に適用される。
- §2. 第1項の適用される官吏は補遺2に再掲される統合表に従ってその勤続年数の等級の参照番号に対応した給与等級を享受する。

第26条 本法の規定の適用から生ずる年功者の金銭上の結果は1994年6月30日に発効した財政法に由来するそれよりも決して不利益となつてはならない。

第27条 以下の特別規定はさらに有利な規定の条件付きで遅くとも1963年12月31日までに就職した官吏に適用できる：

- 1. 以前の業務を重視するために当事者の官吏が訓練に役立ち、軍務に就く以前に公務若しくは容認される民間部門で就労し、軍務の後でこの業務に直接戻るか又は県に直接復帰することを条件に国民兵の資格での兵役の時期は差し引かれない。
- 2. 県に就職するに先立って警察署長のところで体験して県の官吏によって遂行される業務は本法が適用されるために行政同然の業務と見なされる。

第28条

- §1. この資料に指定された各部分と諸都市間に介在する協定に従って1969年1月1日を起点とするリエージュ地域圏の下水道の調査・建設基礎自治体事務組合の規定で設けられたリエージュ地域圏の基礎自治体のデメルジュマンのための基礎自治体協議会の20人の職員は給与の決定と算出のために、且つ例えば財政法の規定の全ての適用のためにリエージュ地域圏の基礎自治体のデメルジュマンのための基礎自治体協議会に就職した日からリエージュ県に就職した時期を手に入れたと見なされる。
- §2. 但し当該官吏がリエージュ県に復帰する日以前に1969年1月1日から要求できるもっとも有利な俸給の原因となり現行財政法の規定の適用を受ける自治体共同業務で俸給を受けていた場合には、この俸給は県の俸給がその自治体協議会の業務で1968年12月31日に受けていたものに達するか若しくは越える時期まで維持される。
- §3. 上記の第1・2項の規定は1985年1月1日からこの日にリエージュ県によって県の移民・受入局に置かれた基礎自治体協議会の「県立産業会社」に復帰した5人の官吏にも適用できる。
- §4. 上記の§1.及び§2.の規定は1989年10月1日からこの日にリエージュ県によって復帰したリエージュの高等産業研究所の官吏にも適用される。それはこの研究所に配置されたリエージュ県の職員にとっても同じである。

第29条

- §1. 1994年6月30日に職員の資格（等級1.1.53）を有する部局員の次長の俸給表が支払われるべき利益を持った編集者＝検査官は統合等級C3を得るが、但し行政職の階級の中で与えられる種類の等級の最高と当該C3との平均的に計算に対応した俸給を越えることができる。
- §2. 本法の承認の日に在職していた看護師及び介護士の職員群は雇用契約若しくは職務を遂行するために専門を補完する免許状又は社会福祉の学位を有する看護師の免許状を実際に要求しており、本法の適用から生じるような金銭上の年功及び等級の最高の限度内で2年の勤続年数追加を付け加え続けられる。

第29条の2

- §1. 暫定的な資格で1995年12月31日に在職していた官吏はこの日に行政職D1若しくはD2の階級を付与され、以下の条件を満たせば等級D4に昇格できる：
- 等級D1の勤続年数が16年を数える；
 - 最終の資格に指名されている；
 - 少なくとも積極的な評価が揃っている；
 - 以下の分野に関係のある専門の確認の試験に合格する：
 - 筆記試験：一般的な種類の講演の要約及び解説；
 - 口述試験：憲法、県法、公会計、公職の職業倫理及び一般的な種類の諸問題の基礎知識に関する会話。
- §2. 暫定的な資格で1995年12月31日に在職していた官吏は適任の職人の階級を付与され、以下の条件を満たせば等級D4に昇格できる：
- 等級D3の勤続年数が8年を数える；
 - 少なくとも積極的な評価が揃っている；
 - 専門の確認の試験に合格する。
- §3. 1995年12月31日に長として技術職にあった官吏はこの日に警察署長への昇進試験に合格するか若しくは1996年1月1日以前に昇進していれば、等級A3に基づく俸給が支払われるだろう。等級A3の勤続年数が8年を数え、少なくとも積極的な評価が揃っている時には等級A4が獲得される。

第30条 タイプライター業務のチームの長に任命される官吏は継続的に月給でも支払い可能な総額年俸785.01ユーロを受けるが、その額は経歴の異動若しくは昇進の場合以外は消費者物価指数に従って手当も同様に変動し年金のための天引きはない。

第31条 以下の権利を有する元官吏の退職・生存年金の調整

- 1) 等級A1の最高を実行する特等級4.1.83；
 - 2) 財政法の構成要素をなす等級D3.1特の最高を実行する特等級5.1.57、68万～975,650ユーロに達する《以下略》
- 且つこれは新たな給与体系全体を享受する活動において職員が協力するやいなや直ちに。

第4章 最終規定

第32条

- §1. 現行財政法の規定は第18条、第31条、第33条を除き1994年7月1日に発効したものと1996年1月1日に効力を生じたものとの両方が適用できる。
- §2. 第25条第1項が適用される官吏に対して本法第33条が適用される新たな給与体系の適用、その点については1994年及び1995年のために1994年5月27日の通達3.3.1の欄が適用される条項に従ったものを参照。県及び自治体の公務員の一般原則に関係する内務大臣、ワロン地域圏公務員予算局の94.A6.2/8376/ml。
- 1996年1月1日から本法の規定及び新給与体系全体が完全に適用された。

第5章 給与体系

第33条 給与体系は以下のように決定された：

《以下略》